

## 議案 第1号

【総務部総務課】

### 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更するものです。

#### 【法改正の背景】

デジタル社会の基盤であるマイナンバーやマイナンバーカードの利活用を推進し、国民の利便性の向上等を図る観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が改正されました。

これにより、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携※が可能となり、マイナンバーを用いた情報連携のより速やかな開始が可能になります。

※情報連携とは、行政機関等同士がマイナンバーを用いて、行政手続に必要な情報のやり取りをすることをいいます。

#### 【条例改正の内容】

条例で引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項番号を変更します。

#### 【施行期日】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日